

○ 分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十六号）

改正案	現行
<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の十五の規定に基づき、分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を次のように指定し、平成 年 月 日から適用する。</p> <p>当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であつて、当該選択権を有する当事者が、当該選択権を行使できる一定の期間又は一定の日に受渡日の指定を行わない場合には、当該債券売買取引に係る契約が解除される取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百三十七条の二に規定する取引に限る。）</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の十五第二号の規定に基づき、分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>当事者の一方が受渡日を指定できる権利（以下「選択権」という。）を有する債券売買取引であつて、当該選択権を有する当事者が、当該選択権を行使できる一定の期間又は一定の日に受渡日の指定を行わない場合には、当該債券売買取引に係る契約が解除される取引</p>